

令和8年度 市・県民税申告相談のお知らせ（協和地域版）

今年の協和地域の市・県民税の申告相談は、2月10日（火）から始まります。「広報だいせん だいせん日和1月号」にも記載しておりますので、そちらもご確認ください。

申告会場は 協和支所4階 大会議室 です

申告期間中、裏面の期日以外は申告相談を受付しておりません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax（国税電子申告・納税システム）もご利用ください。（※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。）
混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。

日曜申告を西仙北地域と合同開催します。会場は、西仙北支所3階会議室です。

今年も日曜申告を合同開催いたしますが、日曜申告は混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われるので、ご了承のうえお越しください。受付時間は15:00（午後3時）までとなります。

申告が必要かどうか？

以下に該当する方などは、申告が必要となりますのでご注意ください。なお、「申告書」が送付されなかった方で、申告書や申告の手引きが必要な場合は、個別に送付いたしますので市民サービス課税務担当までご連絡ください。

- 営業、農業、不動産所得があった方（※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません。）
- 土地・家屋・高額な動産等の売却をした方
- 生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方
- 医療費控除、寄附金控除、扶養控除、社会保険料控除など各種控除の申告をする方（控除の申告により市・県民税が安くなる方など）

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方（毎年、市・県民税が課税されている方など）に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

「広報だいせん だいせん日和1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

※今回から新規に住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受ける方は、税務署にて申告していただくこととなります。税務署での申告の際は事前に予約が必要です。

申告に必要な物（申告書にはマイナンバーの記載が必要です）

◎①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書（運転免許証など）

（※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。）

◎本人名義の通帳又はキャッシュカード（所得税の還付金がある場合に必要です）

◎税務署から確定申告に係る通知が送付された方は、その送付物（確定申告のお知らせはがき 等）

◎給与所得や公的年金所得がある方・・・源泉徴収票

◎営業、不動産所得などの所得がある方・・・収支計算書・領収書など

◎農業所得がある方・・・収支計算書（収支ノート）、領収書、農協等からの申告用証明書など

◎医療費控除を受ける方・・・医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」（医療費のお知らせなど）

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方・・・掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方・・・収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

令和8年度(令和7年分) 協和地域申告相談日程表

【申告期間】 2月10日(火)～3月16日(月)

【申告相談会場】 協和支所4階 大会議室

申告受付日時			午前		午後	
月	日	曜日	8:45～11:30		1:00～3:30	
2月	10	火	境1区・2区		境3区・4区 5区	
	12	木	上淀川1区・2区 3区・4区・5区		上淀川6区・7区・下荒川 上荒川・上野(荒)	
	17	火	稲沢・水沢		落合・宮田 徳滝・牛沢又	
	19	木	芦沢・高寺 前沢・西窪		聖町・中聖町 沢村・高見・新丁	
	24	火	岩瀬・湯野沢 小平		半仙	
	27	水	新田・大川端		福部羅	

申 告 受 付 日 時				
月	日	曜日	午 前	午 後
			8:45～11:30	1:00～3:30
3月	1	日	日曜申告（全地区対象） ※会場は西仙北支所3階会議室です	
	2	月	上野（淀） 中小種	土淵・川口 逢田
	4	水	馬場・沼ノ上 川原	西・中村
	6	金	白岩 下夕村山田	坊台・千着 上宿
	10	火	庄内・沢内	宇津野・芋台
	12	木	西ノ向・蟬ヶ森 一ノ渡	野田・中野
	16	月	大袋・君ヶ野 船沢	合貝

所得申告が始まります！

申告は早めに済ませましょう！

◆ 協和地域での申告相談日は、上記に記載した日のみです。

日程表以外の日にお越しいただいた場合は、協和支所で申告相談はできませんのでご注意ください。

- ◆ 申告にいらした際は、会場入口の番号札をお取りになってお待ちください。番号順にお呼びします。
- ◆ 混み具合により午前中に受付した場合でも、申告相談が午後になる場合があります。ご了承ください。
- ◆ 日程は、来場予定人数・対応職員の人数等により調整したもので、混雑を緩和するためのものです。なるべく指定日にお越しくださるようご協力をお願いいたします。指定日にご都合の悪い方は、相談期間内の都合のよい開催日の受付時間内にお越しください。
- ◆ 他支所で開催している申告相談会場でも申告相談ができます。(市内全域の申告相談日程・お知らせについては、「広報だいせん だいせん日和1月号」をご覧ください。)

★ **日曜申告は西仙北地域と合同で西仙北支所にて開催します。**

日曜申告の受付時間は午前8時から午後3時までです。

合同開催のため混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われる
ます。ご了承のうえお越しください。

大仙市役所協和支所 市民サービス課税務担当 電話892-3693(直通)